

### 近世における郷組の存在とその意義：総州の五郷組合を中心に

根崎, 光男 / NESAKI, Mitsuo

---

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

31

(開始ページ / Start Page)

42

(終了ページ / End Page)

60

(発行年 / Year)

1979-03-23

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011692>

# 近世における郷組の存在とその意義

—— 総州の五郷組合を中心に ——

根 崎 光 男

## はじめに

幕藩制国家の農民支配は村落を農民の年貢提出の場として捉え、経済的強制を發動することによって貫徹されていったといつてよい。その場合、農民に対する土地緊縛のために兵農分離制および石高制という社会編成方式が生み出されたのであるが、実際の農村支配については組合村体制・村請制（村役人制および五人組制）がとられていたのである。

関東農村の領地の配分はまさに「犬牙錯綜」といわれるように、個別領主の領地が入組み分散し、領主支配の上で軍事警察力の侵透が不徹底といった弱点をもっていた。幕藩制的ヒエラルヒーの頂点に位置し、また経済的基盤として四〇〇万石を有する幕府でさえ、その支配は代官を中核とする最小限の人数で行使され、同様に旗本の知行地支配においても各々の知行権の偏差はさまざまであったとみられる。関東の農村支配の弱点は、このような個別領主権の偏差と領地の非一括性に基づいていたというこ

とがきよう。

このような状況下において、幕府はお膝元である関東の支配体制をいかなる形で貫徹していったのであろうか。本稿では近世前期より下総・上総両国一帯にみられる五郷組合の存在形態を通して、幕府の政治支配のあり方を組合村体制との関連で考察していくことにしたい。

## 一、研究史の動向

従来行われてきた五郷組合に関する研究は、五郷組合結成原因説によって次の二つに分類することができる。

その第一は、佐倉藩が独自の農村統治機構の行政単位として位置づけた組織であるとする見解である。この見解を最初に取り上げたのは煎本増夫氏である。氏は「藩独自の組合村は、…（略）…享保元年に結成され、これは文化段階に入ると五郷取締制度として記録の上で明確化してくる」として、五郷組合の組織や機能を改革組合村との関連で述べられている。これに基づいて論を展

開しているのが『佐倉市史』<sup>(2)</sup>および『千葉市史』<sup>(3)</sup>である。ここで相違点は成立上限をめぐる時期的な点のみである。

その第二は、鷹場の組合組織として編成されたとする見解である。『東金市史』<sup>(4)</sup>によると、「村の組合という」と、普通には、関東取締出役つまり八州廻りが置かれた文化二年（一八〇五）以後つくられた組合村のことがあげられるが、御鷹場ではそれよりも早く、いわゆる五郷組が結成されていた。また、その沿革については「二三か村ないし七八か村が地縁的に結合し、鷹場の関係だけでなく、村落生活全般において隣保共助的なつながりをなしていたのである。」と説明している。創設時期については明確に打ち出していない。この見解に沿いながら、佐倉藩の五郷組合との関連において疑問を呈示しているのが山本光正氏である。しかし、交通史研究という枠内で説明されているため、その詳細については言及されていない。<sup>(5)</sup>

このようなわけで、五郷組合に関する総合的な視点に立った研究は、まだ行われていないのが実情である。そのため、ここでは五郷組合の存在が幕藩制国家の支配構造において、いかなる有効性かつ特質を備えているかを検討していきたい。

## 二、郷組の存在

### (1) 総州の五郷組

現在、下総・上総両国内で確認できる五郷組の存在の最古史料は「東金御鷹場旧記」<sup>(6)</sup>である。これには作成年次が記されていないが、本書解説者は「各地の領主名から見ると寛文後元禄前で、

近世における郷組の存在とその意義（根崎）

延宝二年前後」と割り出している。その点では首肯できるが、さらに筆者は領主名からみて寛文末期のものではないかと考えている。それでは五郷組がいかなる形で現出しているかをみてみよう。史料の体裁は前段に鷹場法度とも言うべきものを掲げ、次いで次のようにある。

右之條々於相背者、其村之儀ハ不及申、五郷組迄、如何様之御法度ニモ可被仰付候、少モ御恨存間鋪候、為其五郷組連判仕指上申候、為後日手形仍而如件（傍点筆者記、以下略）

### 東金組

- |          |            |      |              |
|----------|------------|------|--------------|
| 一 七百五拾石  | 野村彦太夫御代官   | 東金町  | 平兵衛          |
| 一 千四百五拾石 | 所上ル土屋但馬守知行 | 台方村  | 弥左衛門<br>半左衛門 |
| 一 式百五拾石  | 同 断        | 大豆谷村 | 甚左衛門         |
| 一 八百五拾石  | 松平和泉守知行    | 田中村  | 平兵衛          |
| 一 三百石    | 青木与右門知行    | 山田村  | 玄 番          |
- ……(略)……

すなわち、鷹場管理を五郷組の連帯責任としている。東金組に示されているように、五郷組は基本的には五ヶ村が一組となって把握され、本史料では五郷組総数八八組・総石高およそ十四万石に及ぶ村々が連判している。次に、本史料が何故作成されたかを問題としてみたい。それは享保四（一七一九）年の「東金御鷹場関係文書」<sup>(7)</sup>によって見い出せる。

一 渡辺大隅守様嶋田出雲守様町御奉行御勤役の節与力衆御持高村々御改め御座候。其の節も元和五年ニ相渡候石高二相違

御座無く候由。且つ又、四十ヶ年以前御鷹方御賭高役の儀、  
付き、東金成東本納大網四ヶ所触元の村々、石高出入ニ罷り  
成り、御評定所へ罷り出で候節……(略)……

すなわち、「四十ヶ年以前」という不明解な年代であるが、少  
なくとも延宝七(一六七九)年以前に東金・成東・本納・大網の  
触元が管轄する捉飼場村々で鷹場負担論があったことがわか  
る。領主名および地域等の一致から、「東金御鷹場旧記」は鷹場  
賭高の確定を鷹場法度遵守の形で作成されたものと推察される。  
それ故、五郷組は「東金御鷹場旧記」が作成された寛文末年より  
も以前に成立していたとみられる。

五郷組の存在は東金周辺のほか、市原周辺にも認められる。関  
係記事から享保六(一七二一)年とみられる「御鷹御用人足出入  
証文」<sup>9)</sup>には、

(略) 往還之馬継ハ五井・八幡・姉崎杯之宿場にて御座候、片  
田舎之今富村何方之御城下道筋にて候哉、難心得候、又廿五ヶ  
村組合村与<sup>(申カ)</sup>□事今者無御座候、四十ヶ年以前当国市原郡・望施郡  
にて六万石御鷹場小栗七右衛門様御預之時分、廿五ヶ村宛組合  
候由伝承候、(略)

とあって、「四十ヶ年以前」、すなわち天和元(一六八一)年以前  
に上総国市原・望陀郡のうち六万石の地域を鷹匠頭である小栗長  
右衛門が捉飼場支配していた時、二十五ヶ村宛を組み合わせた組  
合村が存在していたという。これは二十五郷と呼ばれる五つの五  
郷組合の連合村である。そのうち、姉ヶ崎周辺のもの姉ヶ崎二

十五郷と称され、姉ヶ崎村五郷・新生村五郷・海保村五郷・嶋野  
村五郷・今富村五郷が含まれている。

このように、東金・市原周辺で確認できる五郷組合は鷹場との  
関連において看取されるのである。それでは、五郷組合は『東金  
市史』が指摘するように、鷹場の組織として結成されたのであろ  
うか。その手掛りとして、次に五郷組合村構成の特質について検  
討してみることにしよう。

## (2) 五郷組合村構成の特質

現在、東金周辺の五郷組合の編成を知る史料として、前述した  
「東金御鷹場旧記」の他に、享保十七(一七三二)年「五郷組合  
連判帳」<sup>10)</sup>、寛政十二(一八〇〇)年「御本丸御用上総国武射郡山  
辺郡長柄郡御捉飼場村々五郷組合帳」<sup>11)</sup>が確認できる。これらはい  
ずれも鷹場法度に対する誓書に五郷組合村々の連判として現われ  
ている。そこで、ここでは寛政期のそれを例にとり、構成の特質  
を探ってみたい。五郷名および知行形態は第1表の通りである。  
五郷組合といっても必ずしも五ヶ村ではなく、東金周辺地域では  
平均四ヶ村から成り立っている。しかし、構成村数や五郷組合高  
はさまざまで、一定の規準は認められない。反面、知行形態の側  
面からは次のような特徴を指摘できる。

まず、番号②③④⑤⑥の五郷組合のように町奉行与力給知の  
一給村がまとまって連合している点である。

次に、ある領主の領地が地域的にまとまっている場合、一つの  
五郷組合に編入されていることである。それを示せば次のよう  
である。<sup>12)</sup>

第1表 寛政期における五郷組合村構成表

郡	番号	名称	村数	給数	幕領	旗本領	大名領	町奉行 与力給知	総高
武 射 郡	1	成東上町五郷	5	6		1	5		2118.605
	2	成東下町五郷	2	4		3	1		1136.14
	3	屋形村五郷	6	20	2	17	1		1990.2376
	4	上横地村五郷	4	17		17			2705.0738
	5	借毛村五郷	8	14	2	10	2		1965.
	6	早船村五郷	5	8		8			1547.53
	7	富田村五郷	3	10	1	9			2312.
	8	松ヶ谷五郷	5	25	1	24			4618.0584
	9	栗山村五郷	7	14	3	11			2155.5
	10	田越村五郷	2	6		6			644.6742
	11	横芝村五郷	2	4		4			461.4
	12	八田村五郷	4	14	1	13			1818.
	13	蓮沼村五郷	2	6	1	4	1		2961.25894
長 柄 郡	14	船頭給五郷	5	7		6	1		947.12
	15	粟生野村五郷	2	7	1	6			1075.3522
	16	関村五郷	4	7	2	4	1		1139.25
	17	萱野村五郷	4	4		3	1		998.
	18	高根村五郷	6	8	2	5	1		992.929
	19	金田村五郷	4	6		6			1032.
	20	岩沼村五郷	2	2	1	1			347.
	21	清水村五郷	2	4		4			846.598
	22	古所村五郷	5	7		6	1		1190.
	23	一ツ松五郷	4	4	2	2			1435.7
	24	一ノ宮五郷	2	2		1	1		2800.
山 辺 郡	25	武射田村五郷	4	4				4	1434.
	26	白幡村五郷	4	8		6		2	1550.292
	27	東金五郷	5	13	1	11	1		3688.023
	28	山口村五郷	4	12	2	9	1		2761.9
	29	福俵村五郷	7	12	3	7	1	1	2701.8228
	30	中村五郷	3	4		2		2	529.251
	31	十文字五郷	5	6				6	883.
	32	小関村五郷	5	5				5	555.
	33	油井村五郷	4	7		6		1	1246.915
	34	田間村五郷	6	11		7	3	1	4718.373
	35	田中荒生村五郷	4	4				4	808.
	36	菱沼村五郷	5	9		7	2		2568.
	37	粟生村五郷	4	5				5	802.

近世における郷組の存在とその意義(根崎)

山 辺 郡	38	西野村五郷	5	5			5	754.	
	39	片貝村五郷	1	4		2	1	814.303	
	40	広瀬村五郷	2	2	2			939.369	
	41	吉田村五郷	4	8	3	5		3138.929	
	42	清名幸谷村五郷	5	8		8		696.5	
	43	九十根村五郷	5	8	5	3		677.262	
	44	小沼田村五郷	3	11	1	7	3	1121.5255	
	45	大網村五郷	1	10	1	8	1	2429.345	
	46	土気五郷	4	7		7		1867.	
	47	金谷五郷	5	8		8		1994.398	
	48	富田村五郷	5	9		8	1	953.5	
	49	永田村五郷	1	7	1	6		1670.7545	
	50	小食土村五郷	5	8		7	1	1532.33	
51	真亀村五郷	5	6		6		1837.		
52	上谷村五郷	5	11	2	6	3	1130.517		
合 計			211	418	40	307	28	43	84649.60694
(平 均)			4	8	0.8	5.9	0.5	0.8	1627.8770

(註) 「御本丸御用上総国武射郡山辺郡長柄郡御掎御場村々五郷組合帳」(『東金市史 史料編一』)より作成。

- (1) 埴谷組
- 一 三百七拾石 井上筑後守知行 埴谷村 吉右衛門
  - 一 百七拾五石 同 諸木村 同 人
  - 一 百六拾五石 同 断 寺家代村 同 人
  - 一 式百八拾石 同 断 横田村 新右衛門
  - 一 百廿八石 同 断 奥渡村 源左衛門
  - 一 七拾石 同 断 白玉村 治左衛門
  - 一 四拾壹石 同 断 実門村 忠右衛門
- (2) 船越組
- 一 五百拾石 松平豊前守知行 船越村 金左衛門
  - 一 四百四拾石 同 断 牛尾村 五郎右衛門
  - 一 三百石 同 断 殿部田村 佐左衛門
  - 一 式百石 同 断 境井村 清左衛門
- (1)史料は下総国香取郡に置かれた一万石の高岡藩の藩主井上政清の領分村々が一括されている場合である。
- (2)史料は八〇〇石を領有した御書院番頭松平勝忠の知行村々がまとまって一括五郷組合に編入されている場合である。
- すなわち、ある知行主の知行地がまとまっている場合、五郷組合総高の高低にかかわらず、一括編入されていて、個別領主権が浸透しやすい編成が計られている。
- ところで、佐倉藩領内の五郷組合は「藩独自の行政単位」という評価があるわけであるが、果たしてそうであろうか。寛文期段階、佐倉藩の藩主は松平和泉守乗久で六万石を領有したが、「東金御鷹場旧記」の五郷組合編成にその領地が確認できる。

## 福俣組

- 一 千三百四拾石 松平、和泉守、知行、 福俣村 五郎左衛門
- 一 貳百拾七石 同 断 上谷新田 勘解由
- 一 三百五拾石 大久保彦兵衛知行 押堀村 五郎右衛門
- 一 三百石 同 断 川場村 治郎左衛門
- 一 三百五拾石 同 断 堀上村 作左衛門

## 内

- 一 拾五石七斗貳升 渡辺半三郎知行 中島村 久兵衛

これによつて、五郷組合が必ずしも佐倉藩独自の行政組織とは考えられず、佐倉藩領でも統一的な郷組編成基準に組み込まれていたのである。

つまり、五郷組合村構成の特徴を分析した結果、次のことがいえよう。すなわち、ある領主の領地が地域的にまとまっている場合、それらは五郷組合総高の高低にかかわらず、一括した組合村編成が行われていた。それ故、佐倉城附は佐倉藩領のみで、組合村を構成することが可能だったのである。

ところで、五郷組合の成立の時期はいつであろうか。残念なことに下総・上総両国内では寛文期以前にさかのぼる五郷組合史料は現在発見されていないのである。なお、このような郷組は両総だけに存在したものであろうか。次に他地域の場合を検討してみることとする。

## (3) 相州津久井領の三郷組

相模国津久井領では三郷組と呼ばれる三ヶ村連合の組合村の存在が、正保二(一六四五)年三月の法度請書にある。これは牧野

近世における郷組の存在とその意義(根崎)

・名倉・日連三ヶ村が代官野村彦太夫に差し出した「指上申三郷組御手形之事」<sup>(13)</sup>によつて明らかにされている。その内容は次のようである。

(第一条) 此三郷組之内ニ而若不見届もの御座候ハ、残組之村々より吟味仕り可申上候、若かくし置候て重々悪事出来仕候ハ、三郷組如何様可被仰候事、

(第二条) 自然火事盗人出来之時、なりを立次第早々出合可申候事、

## (第三条)

一 堂宮山林ふ志ん成者こもり居候者、見合次第急度改、庄屋方へ相断、無遅々出合寄からめ取早々申上候事、

## (第四条)

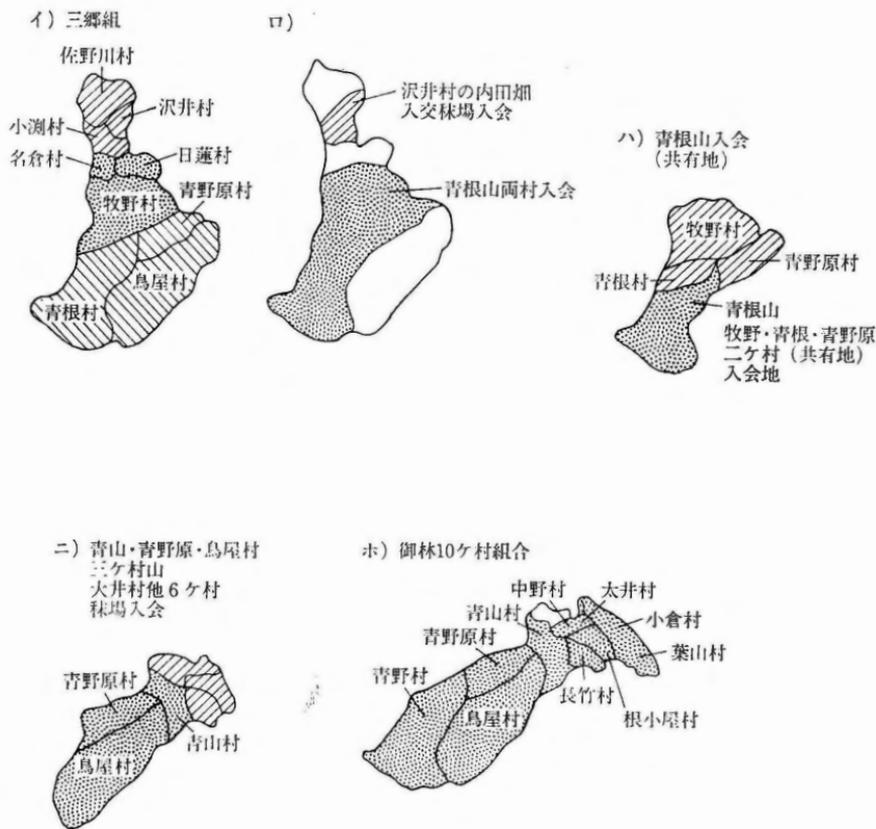
一 竹木御林有之村々ニ而、枝木成とも考本も切申間敷候、若御用ニ而切候者、其御様子申上下知請可申候、無左して不作法ニ枝木成共切候ハ者、其者ハ不及申、山守庄屋同組之村迄如何様之曲事も可被仰候、

## (第五条)

一 百姓中間ニ而出入候者、三郷組出合相談仕、内々ニ而済申儀候ハ、相済可申なり、他所より其所へ移り申百姓なと候ハ者、是又三郷迄申届、相談之上ニ而移し可申事、  
右如此三郷組お以、大小百姓連判手形指上ヶ申上ハ何方によらず三郷としてせんさく仕可申候、若見のかし聞のかしかくし置候者、三郷共曲事可被仰候以上、

手形の内容は第一条「不見届もの」の吟味、第二条火事および盗人現出の時の馳付義務、第三条「ふ志ん成者」の取締、第四条

第1図 諸村落間の結合形態



(註) 『封建村落』二六一頁。

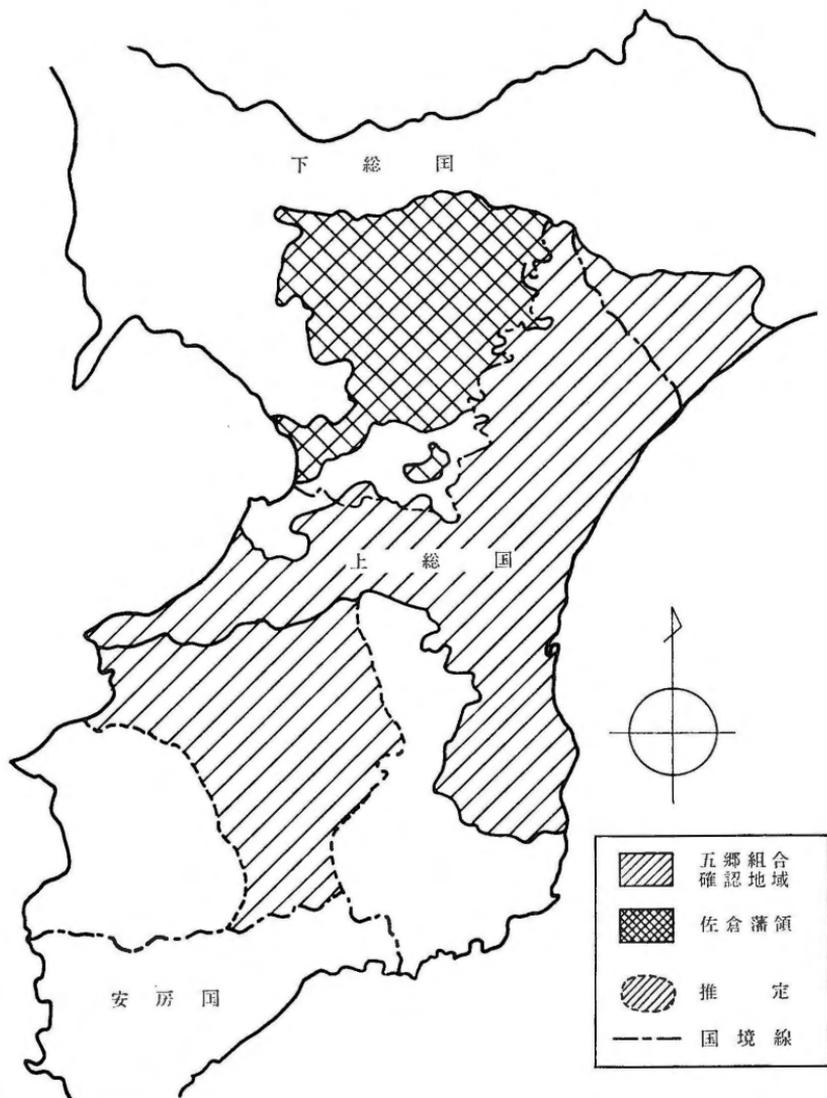
林野利用心得規定、第五条村内訴訟の内済原則および移り百姓の吟味、となつてゐる。これら五ヶ条を三郷組の連帯責任とし、村内穩便が村落に委任されている。この時、津久井全領は幕領であつて、その他、現存史料から青根・青野原・島屋村と小淵・沢井・佐野川村の三郷組が確認されている。その後、この組織は久世氏にも継承され、寛文五年五月にも、前掲文書とほぼ同じ手形を差出している。なお、三郷組は山林を媒介とした時、その機能が最も發揮され、その目的は三ヶ村連合による村落の自治である、といわれている。しかし、本来「村落の自治」とは村落共同体そのものの自律性の上に成り立つものと考ええる。たとえば、三郷組が林野利用の上で共同体的機能を有しているかといへば、第1図に示したようにどの連合体(＝共同体)とも一致してない。つまり、三郷組編成にあつては村落共同体結合をことごとく無視しているのである。これは総州における五郷組の場合も同様である。三郷組や五郷組といった規模の相違は地理的・政治的特殊性に基づくものとみられるが、郷組として把握すれば、正保期もしくはそれ以前に成立していたことになる。五郷組の機能は後述するが、大局的にみて三郷組と同一の性格を有しているといつてよい。ここでの相違点は三郷組が林野利用の上で、五郷組が鷹場との関連の上で最もその機能を發揮するという点のみである。つまり、郷組機能の主眼が治安維持に向けられていて、村内穩便主義が貫徹されている点に変わりはない。そこで、郷組とは幕府の主導によつて村落の自治的性格に委ねた自警組織であると結論づけるものである。すなわち、この郷組の設定が幕府の主導

近世における郷組の存在とその意義(根崎)

であればこそ、治安維持体制としての鷹場制度<sup>(16)</sup>と一体化して現象し、またその運営が村落の自主性に委ねられたからこそ、林野利用の上で機能が發揮されるのである。郷組の結成が「小農」独自の発想でないことは、相州津久井領における三郷組の存在と、第2図に示したような両総における五郷組の広域にわたる分布に示されているといえよう。

ただ郷組の結成が幕府の主導といつても、内部には村落の受け入れが許容されたため存在するものである。「小農」が安定した再生産を維持していくためには「不審なる者」等は外敵として存在し、彼らを排除しなければならなかつたのである。反面、領主支配の局面でも「不審なる者」等は反領主権力として、あるいは「小農」体制をおびやかす外敵として存在したのである。しかし、関東農村の分散入り組みした支配構造の中で、幕藩領主は統一的な取締体制をもちあわせていなかった。ここに外敵の排除という点で、領主と村落との間に共通な利害が存在し、郷組が結成されたのである。これも個別領主権を越えた幕藩制的ヒエラルヒーの頂点に位置する幕府であればこそ結成しえたといえる。さらに、幕府の天領支配において——旗本の知行地支配において整備された軍事警察力および訴訟体系をもたない個別領主は、封建的統一権力を有する幕府が設定した村落の連合に委任したのである。これに関連して、寛永十年代評定所制度が成立するが、村内の係争は以前として内済原則が貫かれている。しかし、解決しえなかつた場合評定所へ持ち込まれ、裁許が下されるというシステムになつてゐる。すなわち、評定所は経済外的強制としての領主

第 2 図 五郷組合分布図（確認分）



(註) 弘化四年十月「御城附村々五郷組合取締」(『佐倉市史 第一巻』)

寛文末年「東金御鷹場旧記」(『改訂房総双書第五輯』)

享保六年「御鷹御用人足出入証文」(千葉美胤家文書)

野村兼太郎『近世社会経済史研究』p. 261~286.

川村優「近世における組合村の存在とその性格——上総・下総両国の数例を中心として——」  
(『史学雑誌』73巻11号)

により作成。

裁判権が窮極的には幕府によって行使されるといふ国家的体系として成立したのである。

そのため、郷組の成立時期を幕藩体制確立の画期とされる寛永期から正保二年の間と推察しておきたい。

### 三、郷組成立の社会的背景

郷組の成立は外敵の排除、治安維持と訴訟体系の簡素化を村落の自治的性格に委ねたものであった。これは反領主権力の擡頭を前提とするものである。

そこで、寛永期の農村の動向および幕府の治安対策を概観してみよう。幕藩体制確立期の画期とされる寛永十年代の幕府の政策は、いうまでもなく寛永の飢饉に対応するものであることを念頭におかねばならない。そこで想起されるのが、寛永十四（一六三七）年十月、幕府が関東および周辺諸国の治安対策の強化をねらって発令した在中法度<sup>18)</sup>である。これは九ヶ条からなるが、その中心は悪党・盜賊・不審なる者・不届なる者の監察・出訴・逮捕を規定したものである。彼らの具体的内容は示されていないが、悪党的存在はこの時期の農村の動向を反映しているとみられる。彼らは幕藩領主にとって一揆の集団<sup>19)</sup>外敵として存在したのである。

一方、近世初頭より寛永期迄の階級闘争の主なる形式は強訴・暴動といった直接多数の力によって行使されていたが、享保期<sup>20)</sup>まで幕府は一揆で代表される庶民の抵抗を深刻に考慮し、対策をねる必要のある事態とは考えておらず、大名統制のための利用価値

近世における郷組の存在とその意義（根崎）

のある社会現象として捉えていた<sup>21)</sup>といわれている。確かに封建官僚機構確立過程の中にあつては、農民の支配領主への抵抗が領主非儀として処罰の対象になった事例は少なくないが、領主対農民という封建制下における基本的な対抗関係が内在していることを見落すことはできない。階級対抗の中で、悪党的存在がいかなる位置関係に立つものかは一概に規定することはできないが、彼らがこの時期に幕藩領主を悩ませていたことは事実なのである。これに加えて、鳥原の乱の勃発は大きな危機感をもたらしたことは確かである。

さらに、寛永末期以降において、一揆関係法令の政策基調は欠落・逃散規定が著しく単純化し、徒党規定にとつて代わられていた<sup>22)</sup>。かかる悪党徘徊および徒党現象に対して、幕府は領主対策をも講じていった。

旗本対策として、旗本を知行地に戻し自ら仕置を行わせ、そのために種借しを認めていることで、幕府は旗本の領主としての地位を自ら確認し、また旗本にも確認せしめている<sup>23)</sup>。ここで旗本の知行権行使の一事例を示そう<sup>24)</sup>。

#### 寅之免定之事

一 米八拾表者極月廿日以前に可致皆済、若々於令油断者、人質ヲ召上永代返し申敷候間、其心得可有之仍如件、  
寛永十五年<sup>寅</sup>十月廿一日

一郎右衛門<sup>印</sup>

木崎村名主

## 七兵衛

## 惣百姓中

一郎右衛門とは、この時大番組頭を務め千石を知行する服部元正であるが、年貢徴収に際して、農民が完納できない場合、人質を強制するといった所領支配の強硬な態度が示されている。

また、寛永十九（一六四二）年には譜代大名の参勤制が確定し、同十二年の外様大名のそれと対比すれば、外様同様譜代大名にも大名としての地位を確認したことになる。

幕府の旗本および譜代大名対策は自らの所領支配の熱望として現われ、それは代官対策も同様であって、勘定頭―代官機構体系の確立、すなわち代官の徴税官・農政官としての地位の限定を計っていった。<sup>(25)</sup>

総括すれば、寛永の飢饉を直接的契機として現われた幕府の政治的対処は個別領主の領主としての本来的なあり方を確立して、「小農」保護政策に乗り出すことであつた。かかる中で、社会的現象として現われた悪党徘徊および徒党傾向の広域にわたる存在を止揚するためには、村請制（村役人制・五人組制）では不十分であるといわざるをえない。しかし、幕府は関東特有な所領の入組み状況下において、統一的な治安維持体制を整備していたわけではなかつたのである。そのため郷組―組合村体制を成立させることが必要であつたということができよう。つまり、「小農」自体の生活再生産維持と幕藩領主の「小農」保護および反領主権力の排除が、かかる体制を生み出したのであり、その意味では郷組は村請制と相互補完関係にあつたとみることができるのである。

## 四、五郷組合の組織と機能

郷組は前述したように、幕府の要請で村落自体の治安維持体制として成立したとみられるが、その運営はどのようにして行われたのであろうか。

そこで、安政四（一八五七）年の上総国山辺郡赤荻村の「議定書」<sup>(27)</sup>作成過程から検討してみよう。

（略）今、般五郷御村役人衆相談之上、取極候、議定書、当御月番江、小前一同被相寄せ出席之処、被申渡候条、一同承知仕候、然上者、前書簡条之通り、一廉たりとも相背申間敷候、依之一同連印差入申処一札如件、

これによれば、五郷組合に属する村々―赤荻村は富田村五郷に属し、赤荻村のほか富田・京田・仏島村で構成されている―の村役人が協議して作成した議定書を赤荻村の月番名主―赤荻村は旗本の三給村で、村運営は三人の名主の月番制としている―一宅に小前百姓を召集し、議定書内容を熟知させていることがわかる。すなわち、五郷組合の寄合は村役人（村惣代としての名主および組頭）のみで開催し、一般小百姓層は参与していないのである。

それでは、五郷村役人は領主といかなる関わりをもつのであろうか。文化九（一八一二）年、「九十九里浦江戸往還木崎村が北飯塚村江順路の地崎字名木崎原」という場所で発生した「嘉七一件」<sup>(28)</sup>はそれを示している。これは具体的には、粉商売をしている柿餅村の嘉七が何者かに打擲の上殺害された事件である。その

容疑者として柳橋村の百姓元八と紋藏が浮かび上がったが、次の史料は容疑者二名が事実無根として奉行所に訴えた文面の一部である。

(略) 何者之仕業共一向相分不申、依之柿餅・木崎両村が其筋江御訴申上候処、御給々御地頭様を御出役之上、右両村者勿論、組合五郷村役人立会之上御検使ヲ請、右両村の口書被成御取り、死骸ハ仮埋被申付、変死之一段事濟ニ相成申候(略)

この事件の検視は関係領主(ここでは旗本)および嘉七の粉桶が発見された柿餅村と事件が発生した村である木崎村、そして五郷村役人——上谷村五郷は上谷・木崎・桂山・柳橋・柿餅の五ヶ村で構成されている——の立会で処理されている。このような事件の処理は治安維持に關しての手続とも同様である。<sup>(29)</sup>

(略) 何之村方ニ而盜賊惡党有之見付擲捕、早速五郷江届ケ立合、其上ニ而其村御地頭所江御訴仕、御下知以差出シに可仕候、其節入用之義ハ如何程相懸リ候共、右之組合高割を以出錢可申候(略)

もし、ある村で盜賊惡党を発見したか、あるいは捕えた場合、五郷組合村々へ届け出て立会った上で、領主へ訴えていることが看取される。つまり、改革組合村における関東取締出役のような幕府役人は五郷組合の場合には介在していない。すなわち、五郷組合の運営は五郷村役人の寄合協議で行われ、事が起こると当該村から五郷組合村々(村役人)に届けられ、当該領主の立ち会いで処理されるといった伝達体制となっている。ただ解決しえなかった場合、幕府によって裁定されるといったところに国家的体系

が読み取れるのである。基本的には幕府の個別領主権の尊重といった姿勢が窺われる。

ところで、郷組の機能としてはその当初、治安維持を中核とする村内穩便主義が貫かれていた。そこで、その他の機能に言及したい。

下総・上総両国内に存在する五郷組合は助郷組織としての役割を果たす<sup>(30)</sup>ほか、鷹場負担組織としても機能している。<sup>(31)</sup> それでは、何故、五郷組合が助郷役および鷹場負担といった公儀夫役を果たす組織として存在したのであろうか。それは結局、幕府の意図によって編成されたものであるため、幕府の要求に適合した恭順な体制を形造っているためであったからであるといつてよい。このことは「御鷹御用其外右御用向(運上永上納)等は五郷組合相勤」<sup>(32)</sup>(カッコ内筆者記)とあることから、きわめて幕府の御用向には順応的な組織であったことが明らかである。

以後、五郷組合にも経済統制的側面が附与されてくる。すなわち文政三(一八一〇)年の「五郷組合村々議定」<sup>(33)</sup>によれば次のようにある。

一(1) 奉公人給金 但シ

上男 三兩貳分 中 貳兩貳分 下 壹兩貳分

上女 貳兩貳分 中 壹兩三分 下 壹兩貳分

一(2) 男女共日雇昼夜共

上男 百文 中 八拾文 下 六拾四文

上女 八拾文 中 六拾四文 下 四拾文

(3) 真木割賃入手間弁当持 百三十貳文  
百七拾貳文

一 大工・家根替・桶屋・木挽

上職人 拾人

金考分ニ付 中 拾貳人

下 十三人

(4) 下リ酒考升代 是迄売来り候相場と二割下ゲ

一 髮結 是迄拾六文の処十四文

(略)

これによって、奉公人給金・日雇賃・諸職人手間賃・諸物価の値下げなどが取極められていることがわかる。これらは村落内における商業活動の反映を裏付けるものであり、この点、時代の必然的要請として現われたものといえることができる。

## 五、五郷組合の展開

(1) 幕府の中間支配機構政策との関連

正徳三(一七一三)年、幕府は中世以来の系譜をひく大庄屋を排除して、幕府権力が直接に農民支配を貫徹しようとする方針を示した。<sup>(34)</sup>その後、大庄屋の存在を享保十九(一七三四)年七月令<sup>(35)</sup>・寛延二(一七四九)年四月八日令<sup>(36)</sup>および宝暦九(一七五九)年七月令<sup>(37)</sup>では原則的には禁止しているが、必要であるところの存置は容認している。このように、中間支配機構に対する幕府の政策基調の変化が認められるのである。大庄屋が存在するための前提条件としては領地の一括性があげられるが、領地が錯綜している

地域では存在する余地がないと言つてよいであろう。かかる中で、五郷組合の役人はいかなる位置関係に立つものであるか。五郷組合を統轄する惣代は宝暦期頃「五郷年番」<sup>(38)</sup>として存在している。これは年番とあるように大庄屋のような世襲性を示さなかつた。しかし、成立当初からそうであつたかどうかは明らかでない。五郷組合の名称が何村五郷と附されているところをみると、有力な村の名主が惣代として世襲していたことも十分察せられる。いずれにせよ、錯綜した知行形態における新たな中間的支配機構として位置づけられよう。五郷年番名主は大庄屋のように直接年貢にタッチしない性格で、もっぱら治安維持および公儀夫役機能における統轄者の存在といふことができるのである。

五郷組合の運営を村役人層に委ねたのも、農民的ヒエラルヒーの頂点に位置する彼らを、村役人制として支配の末端機構に組み入れてあつたためである。一方、彼らもまた村内の安定と階層的秩序を基礎にして、はじめて自己の経済的・社会的地位を確保したのである。五郷組合が幕領にかかわらず、大名領・旗本領などで結成しえたのも、支配階級内部・被支配階級内部における強固な身分制原理が有効に機能していたからといえる。これは村役人は領主に、村民は村役人に服従するという封建秩序をうまく利用したものと見てよいであろう。

(2) 宝暦―天明期成立の組合村との関連

宝暦から天明期にかけて成立した組合村を、「自治的な組合村」と評価することは、すでに川村優氏によって明らかにされている。<sup>(39)</sup>しかし、ここでは「自治的」なる概念が明確にされていない

点もあるが、農民が治安維持に關して自主的に組織して運営する村落連合体である、と理解することができる。そして、その活動の評価について「封建体制下における村落連合体の自治的活動といひ得る。もとよりそこには限界がみられ、一面では領主の支配体制の強化に寄与するものであったことも否めない」とされている。また、この組合村の成立上限を寛保―宝曆年代と想定しているが、川村氏の引用した寛保二（一七四二）年五月の上総国植生郡須田村・下永吉村兩組合は明らかに五郷組合である。これを除いた組合村は確かに宝曆―天明期に成立しているといつてよい。

そこで、川村氏の引用した史料から五郷組合との関連を引き出してみよう。上総国長柄・山辺兩郡にまたがる明和五（一七六八）年三月二日の「五拾七ヶ村盜賊組合一札」には、

当正月細草村不動寺江盜賊這入、右村ニ而捕置候所、先達而組合連判申合候者、捕置候村ハ五郷組合江早速申触不捕逃様ニ可致処ニ、細草村之儀者給々之事ニ而村役人共評議区々ニ相成、組合江茂不申届、剽擄置候盜賊被逃（略）

とあって、盜賊組合の内部に五郷組合が中核組織として作用していることがわかる。これは上総国夷隅郡松丸村外十五ヶ村組合の天明三（一七八三）年九月「拾六ヶ村組合定帳」にも同様のことが窺われる。

このほか、安永七（一七七八）年四月に結成された上総国山辺郡粟生村外十九ヶ村組合による「組合申証文之事」によれば、

一 今般式拾ヶ村組合相結び候上は相互ニ申合、従前々被仰出候御法度之儀ハ不及申、追々被仰出候御制禁別して相守可申

近世における郷組の存在とその意義（根崎）

候事、

附タリ、御鷹御用等御差支無之様急度相守可申事、

（略）

一 組合之儀、親村無之候而は万事不メニ候間、村々之内大高村を根村ニ相頼、事出来候節は親村江相達し差図を受可申候事、尤御上江御願申上候義歟、又は御注進可申上候義ニ付、入用有之候は<sup>（談之）</sup>合致、相<sup>（談之上カ）</sup>□□□□村々高割を以割合、日限之通□□□□急度差出し可申候、<sup>（若不力）</sup>□□相濟候村も有之候ハ、五郷村々ニ而敵敷取立、親村江難儀懸申間敷候、假親村より申談<sup>（談之）</sup>□□非分無益なる入用は差出し申間敷候事

（略）

とあって、二十ヶ村組合の中で五郷組合が作用し、諸入用の取立義務が取極められている。今まで引用した史料から、宝曆―天明期に成立した組合村は五郷組合と同様、何か事態が生じた場合、領主にすぐ結びつく組織であることが看取することができ

る。以上から、宝曆―天明期に成立した組合村は、幕府の中間支配機構政策との関連からみても、川村氏の指摘されるように、農民の自治的活動を反映するものとして、あるいはそれが領主の支配体制の強化に寄与するものとして現出したとは考えられず、領主の支配体制そのものの一環として成立したものとみられるのである。村落間の自主的活動として現われたものが、領主支配の局面とまったく一致するといったことは不自然であるといわねばなら

ない。あくまでこの期に成立した組合村は、領主の要請を村落が遂行するための体制なのである。

そこで、宝暦―天明期に何故組合村が地域的連合の拡大の方向性を示すのかということが問題となろう。川村氏はこの期の組合村の成立要因として領地の錯綜的性格をあげておられる。確かに、村落の相給知行形態は政治的・社会的不安を招来する一つの要因として考えられるが、果たして、それがこの組合村成立の直接的契機だったろうか。なぜなら、領地の錯綜的性格はこの期にはじめて現われてくる新しい特徴を示しているのではなく、関東では近世初頭より存在、分布している事実である。

こうした体制が階級支配の装置である以上、基本的には階級対抗のあり方によってこれが決定されるものと思われる。そこで宝暦―天明期の社会情勢として階級対抗の質的変化と、それに基づく悪党的存在の広域性を指摘できよう。そのために封建秩序で固めた広域な村落連合を出現せしめる必要性が生じたと考えられるのである。

すなわち、宝暦―天明期に成立する組合村は五郷組合の新たな再編成組織であり、組織および機能において両者の相違は認められない。そのため、社会的不安の増長または階級闘争の質的変化に対応するものとして、五郷組合の拡大形態として成立したものと云えるのである。

### (3) 改革組合村との関連

文化二(一八〇五)年関八州の幕領・大名領・旗本領などの区別なく、警察的取締を主体的な任務とする関東取締出役が代官の

手附・手代の中から選出されて設置され、更に取締を効果的にさせるために、文政十(一八二七)年関八州一帯に改革組合村が施行された。かかる改革組合村と五郷組合がいかなる関係で存在しているであろうか。

安政四(一八五七)年十月、「御改革御取締様を被 仰渡候義ニ付、今般五郷御村役人衆相談之上取極候議定書」<sup>(42)</sup>は次のようなものであった。

#### 申合議定書之事

一 若者仲間与唱へ候儀、御改革度以来差止被 仰附候処、近來相馳内々若者仲間与唱へ手提灯拵、五郷内又ハ隣村ニ而神事人寄之儀有之節者、防杯与相互ニ頼合、何村若者共と掛札いたし、以前ニ悖、追々増長致し候哉ニ付、今般五郷一同申合、若者仲間与唱へ候儀、譬へ内々たりとも皆止申付候答取究候事

但、右ニ付、不復<sup>不復</sup>之もの茂有之候ハ、御取締御廻村先江御訴申上候筈、其節入用之儀五郷惣高割之事

一 博奕之儀、兎角宿致し候もの有之ニ付、自然不相止、依而

以來者五人組ニ而急度相制し、若不取用宿いたし候もの之片鬚片眉毛剃落、五人組之者三日戸ノ遠慮申付候答取極之事

但、右之趣意違背之ものハ御取締御廻村先江是又御訴可申上、其度入用之義者当人ノ五分組合三分為過意為差出、残り式分五郷惣高割之事

#### (第三卷)

一 五郷方一出火之義有之節者、即刻老若ニ不限欠付防火可

致、且其節聊行違様之儀有之候ハ、口論ケ間敷儀致間敷、兼而水魚之交り相互ニ心掛、鎮火第一ニ可致事  
但、親村并組合村々茂前願同様之事

(第四條)

一 五郷内纏之儀出来候節者、尠偏頗之取扱不仕、真実之異見差加ヘ可申、且訴答ニ而茂地所水論之義者格別、其余者堪忍

第一ニ和融可致事

右ニ付、地場取扱中雜費之義者高面割、万一出府之義も有之節者、一日ニ付銀五匁宛惣高割之事

(第五條)

一 惣而人寄せケ間敷儀者決而不致答、若相催候村方者外村々より敵敷差止可申事

(第六條)

一 右之外不寄何事ニ、急変出来候節者即刻五郷打寄、且入用之義者可成丈省略之上、事出来候村ニ而五分残り五分ハ村々高割之事

右者今般五郷一同相談納得之上取扱候上者、向後真意忘却仕間敷筈、為後日村々給々名主組頭連印議、誼書為取替申処、依而如件

安政四巳年十月十九日

すなわち、関東取締出役の指令によって五郷村役人が取極めた議定書内容は第一条若者仲間の取締り、第二条博奕取締り——なお博奕宿を提供した者には片鬚片眉毛剃落およびその五人組は三日戸締めという制裁規定が含まれている——、第三条五郷組合村内における出火の節の心得規定、第四条五郷組合内における訴訟の内済原則、第五条寄合参集の禁止、第六条諸事における五郷組

近世における郷組の存在とその意義(根崎)

合内伝達体制と、その際の諸入用割合規定等である。五郷組合が改革組合の小組合として編入されているという理由は、こうした旧来の村落連合のあり方をうまく掌握するために至極当然であるといえよう。このようにして組合村体制の展開過程をみても、改革組合村の編成意義は村落連合の拡大と関東取締出役という幕府役人がこの組合村と直結し、大小惣代を豪商農層に委託した点に認められる。こうした組合村体制の徐々に見られた改編は村落の動向に対応するものとして成立したものとみてよい。幕府役人が改革組合村に直接介入せざるをえない状況から幕藩体制の解体過程がうかがわれる。また、幕藩制の危機が寄場惣代のよる豪商農層と結びつくことによつてしか対応しきれない事態はそのことを端的に示していると言えよう。

すなわち、五郷組合は幕府の要請として成立したが、その運営が村落に委任されていたがために、五郷組合を構成する村落の結びつきは強固で、宝曆—天明期成立の組合村でも、文政の改革組合村でもこれを基盤に形づくられていたとみてよい。ひいてはそれが明治政府の町村制施行において五郷村を生み出すにいたるのである。その意味では、前期よりみられる近世村落の村請制とは相互補完関係にあって、年貢収奪を中心とする経済的支配は村請制に、それに伴う広域性を必要とする治安維持や経済統制といった経済外強制の体系は組合村体制に、といった農村支配のメカニズムの存在こそが幕藩制国家の政治的基盤であったということが出来る。これを生み出すために、封建秩序としての身分制原理がそこに機能していたのである。

## おわりに

以上、下総・上総両国一帯に存在する五郷組合を中心に分析した結果、次のようなことが総括できる。

① 郷組は下総・上総両国一帯および相模国津久井領における広域的分布から農民の自主的結成とはみられず、幕府の設定した組合村体制の先駆的形態である。

② 寛永期の社会的不安、とりわけ悪党的存在の取締りと村内訴訟の内済原則を中核とする村内穩便主義を寛永期から正保期の間に相給知行形態を乗り越えた郷組の結成による村落連合体に委任した。

③ この結成は領主的局面では小農保護および反領主権力に対応するものとして、農民的局面では外敵の排除および生活再生産維持という点で利害が一致したことを知ることができる。

④ 郷組は、寛永期以降幕府の地方行政のあり方が封建官僚化を意図したこと（代官の徴税官・農政官的性格等）および小間切れな家臣団配置（領主権の偏差）によって生じた警察力不備や実務の簡素化を補なうものであった。

⑤ 結成にあたって、幕府は個別領主権の尊重といった立場から、原則として領地一括という幕藩制的意図をもって成就した。

⑥ 幕府は郷組の運営を農民的ヒエラルヒーの頂点に位置する村役人（名主および組頭）に階層の特権を附与することによって行わせた。

⑦ 郷組の惣代は大庄屋のような領地の一括性を前提とするよ

うな性格のものではなく、相給知行形態における新たな中間的支配機構として位置づけられる。

⑧ 機能としては治安維持のほか、近世後期になると経済統制的側面も付与された。また鷹場負担および助郷役といった公儀夫役を恭順的に負担する組織として現象し、運営上要した諸入用は構成村の共同負担方式が計られ、原則として高割によって決済されていた。

⑨ 郷組の組織は幕府の個別領主権尊重の立場から、事態が生じると当該村→五郷村役人→当該領主で処理され、基本的には個別領主に結びついている点にその特徴がある。なお解決しえない場合、幕府の評定所にもちこまれるといったところに幕藩制における国家的な意義がある。

⑩ 郷組結成の意義は基本的には統一的な治安維持体制にあるが、就中その真意は剰余労働部分の収奪という年貢村請制と相互補完関係をなす農民土地緊縛政策の一端を担うところにあるとみられる。

⑪ 宝暦→天明期結成の組合村および改革組合村との関連についてはその内部組織として緻密に作用し、郷組の改編拡大形態として捉えられる。こうした変革は階級対抗のあり方によって規定されたものと推察される。

⑫ 以上から、山中清孝氏によって唱えられた「組合村体制論」<sup>(44)</sup>の概念を改革組合村をもって規定するのではなく、次のように提案したい。組合村体制とは幕府権力の要請として村請制の上に結成された村落連合による新たな農村統治機構であり、幕藩制的ヒエ

ラルヒーの頂点に位置する幕府が農民的ヒエラルヒーの頂点に位置する村役人を中間の支配機構に据えることによって村落支配を再編成しようとした領主的対応であり、反領主権力への対応として錯綜知行形態および個別領主権偏差を補完すべく成立した統一的な農村支配体制である。

なお、郷組の究究に残された課題は多くある。まず、成立時期はいつか。次に、幕府が領國的意図を含んでどの範囲まで結成させたか。現在確認される地域だけとするなら、これらの地域的特殊性を明らかにしていかなければならない。また、成立の要因分析も必要である。さらに、組合村の構成原理や村落共同体との関係も階級対抗のあり方の中で重要である。これらを幕藩制国家の展開から捉えなければならぬわけであるが、今後の課題としてい。

## 註

(1) 坂本増夫「江戸幕府の関東支配と佐倉藩―在地支配の問題を中心に―」(木村礎・杉本敏夫編『譜代藩政の展開と明治維新』所収)。

(2) 『佐倉市史 第一巻』三九三―四〇九頁。

(3) 『千葉市史 史料編2 近世』一八七頁。

(4) 『東金市史 史料篇1』三三九―四一頁。

(5) 山本光正「上総における組合村と交通組織について―特に五郷組合を中心として―」(『市原地方史研究』第九号)。

(6) 『改訂房総双書 第五輯』七一―九七頁。

(7) 註(4)三五〇頁。

近世における郷組の存在とその意義(根崎)

(8) 『東金御鷹場旧記』の中にも町奉行渡辺大隅守綱貞と島

田出雲守守政の名がみえる。町奉行動役年代は前者が寛文元年四月十二日から同十三年一月二三日まで、後者が寛文七年二月二日より延宝九年三月二三日までである。そのため旧記の作成年代を延宝二年とするより寛文末のほうがより妥当である。

(9) 千葉美胤家文書 市原市今宮。

(10) 千葉県立中央図書館所蔵。

(11) 註(4)三七五―九一頁。

(12) 註(6)に同じ。

(13) 神崎彰利編『南関東近世初期文書集(1)』四六頁。村上直

「老中久世大和守広之法度請書」(荒居英次編『近世の古文書』解説)三五七―八頁。木村礎編『封建村落 その成立から解体へ―神奈川県津久井郡―』一七―八頁。

(14) 註(13)に同じ。

(15) 総州の五郷組合との関連でいえば、東金周辺の男蛇溜池利用村々は慶長期頃より山口・福俵・押堀・川場・堀上・東金・台方・大豆谷・田中の九ヶ町村で、地水利用は台方・東金・押堀上の五ヶ町村であった。このような水利を通しての村落結合に五郷組の構成では分断されている。『東金市史 史料篇1』一六六頁。

(16) 拙稿「寛政期における鷹場制度の展開過程」(『法政史論』第五号)。

(17) 木村礎「逃散と訴」(『岩波講座日本歴史10近世2』所収)。

(18) 『近世農政史料集1』一一一。

(19) 坂本増夫「五人組と近世村落」(『駿台史学』32号)。

- (20) 大石慎三郎「農民闘争より見た元禄・享保と明和期について」(『歴史学研究』二六〇号)。
- (21) 大石慎三郎「武蔵国組合村構成について」(『学習院大学経済論集』第4巻第1号)。
- (22) 註(17)に同じ。
- (23) 佐々木潤之介「幕藩制第一段階の諸画期について」(『歴史学研究』二六〇号)。
- (24) 富塚勝男家文書 大網白里町木崎。
- (25) 註(23)に同じ。
- (26) 村上直「江戸幕府の代官」一五頁、および註(23)。
- (27) 布施久通家文書 大網白里町駒込。
- (28) 富塚勝男家文書 大網白里町木崎。
- (29) 川村優「近世における組合村の存在とその性格——上総・下総両国の数例を中心として——」(『史学雑誌』73巻11号)より引用。
- (30) 註(5)に同じ。
- (31) 拙稿「近世鷹場制度研究序説」(『袖ヶ浦町史研究』創刊号)。
- (32) 註(4)二二二頁。
- (33) 註(2)四〇三—八頁。
- (34) 『徳川禁令考 前集第四』二二—四号。
- (35) 『徳川禁令考 前集第五』二八〇—八号。
- (36) 『日本財政経済史料 二巻下』九六—四頁。
- (37) 註(36)九六—八頁。
- (38) 『東金市史 史料篇二』四九—一頁。

- (39) 註(29)に同じ。
- (40) 『千葉県山武郡九十九里町誌資料集 第八輯』二二—一四頁。
- (41) 林基「宝暦—天明期の社会情勢」(旧版『岩波講座日本歴史12 近世4』所収)。
- (42) 布施久通家文書 大網白里町駒込。
- (43) 上埴生郡五郷村(現在茂原市)には八幡原・中善寺・早野・石神・網島の五ヶ村が合併して設置されたものである。その経緯については「当地域は往古より五郷と称せられていたという所伝に因み新村名は五郷村と命名された」とある。『千葉県町村合併史 上巻』(千葉県地方課発行)二八六—七頁。
- (44) 山中清孝「幕藩制崩壊期における武州世直し一揆の歴史的意義」(『歴史学研究七十四年度大会特集別冊』)。
- 付記 本稿を作成するにあたっては、指導教授である村上直先生をはじめ、多くの方にお世話になった。ここに謝意を表するしだいである。